

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

平成26年12月16日（火曜日）

厚生文教委員会

日時 平成26年12月16日（火曜日）午後1時30分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 陳情の審査
(1) 市の将来の担い手を育てる施策を強く求める要望書（陳情書扱い） 「質疑・討論・採決」
- 2 市民福祉部、市民病院
第184号議案 「質疑・討論・採決」
第185号議案 「質疑・討論・採決」
第186号議案 「質疑・討論・採決」
第187号議案 「質疑・討論・採決」
第188号議案 「質疑・討論・採決」
第205号議案 「質疑・討論・採決」
第206号議案 「質疑・討論・採決」
第207号議案 「質疑・討論・採決」
第208号議案 「質疑・討論・採決」
- 3 陳情の審査
(1) 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書 「討論・採決」

出席委員（6名）

委員長 中西宏彰 副委員長 菊地勝昭
委員 浅尾洋平 小野田直美 鈴木達雄 鈴木眞澄
議長 夏目勝吾

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市民福祉部、市民病院の副課長職以上の職員

参考人 欠席

参考人の補助者 浅尾栄子、浅尾和香、織田淳子

事務局出席者

議会事務局長 村田道博 議会事務局次長 中島 勝 議事調査課長 伊田成行

開 会 午後 1 時30分

○中西宏彰委員長 ただいまから、厚生文教委員会を開会します。

本日は、15日の本会議において、本委員会に付託されました第184号議案から第188号議案まで、及び第205号議案から第208号議案まで、並びに議長から送付されました陳情について審査します。

初めに、陳情の審査を行います。

陳情者、新婦人の会、新城支部長、溝口泰子氏から提出されました、市の将来の担い手を育てる施策を強く求める要望書を議題とします。

本日は、参考人として溝口泰子さんが急遽欠席されたため、織田淳子さんの出席を得ております。また、参考人の補助者として、浅尾栄子さん、浅尾和香さんの出席も許可しております。

この際、委員長から一言御挨拶申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、厚生文教委員会の陳情審査のために御出席いただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表して、心から御礼申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いいたします。

それでは、早速ですが議事の順序について申し上げます。初めに、参考人から陳情に関して御説明や御意見を述べていただき、その後委員からの質疑にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、織田淳子さんよろしく申し上げます。

○織田淳子参考人 織田淳子です。きょうはちょっと急に頼まれたので、上手に話せるかわかりませんが、よろしく申し上げます。

まず、簡単に新日本の婦人の会、新婦人というのはどういう会かということ、もう知ってる方もみえられると思いますが、簡単に説明させていただきますと、2003年国連の

経済社会理事会の特別協議資格を持つNGOとして正式に認証された団体になっております。会の目的としましては、5つあるんですが、全部説明すると長くなりますので、大きくは生活の向上、女性の権利、子供の幸せのために力を合わせます。あと日本の独立と民主主義、女性の解放を勝ち取ります、世界の女性と手をつなぎ永遠の平和を打ち立てますということで、こちらのほうを目的として活動している団体ということ、をまず御理解ください。

今回上げさせていただいた要望書について、もうお手元にあると思いますので、わかっていると思いますけれども、簡単に説明をさせていただきます。

現在、新城市は消滅可能性都市ということが挙げられてる中で、私たち市民は直ちにこの人口減少に歯どめをかけたいというふうに考えてます。それによって、市の将来の担い手を育てる施策を強く求めるものです。そのためには、若い世代の負担を少しでも軽くするという、市として応援することが必要だと考えております。新城市に来ると、医療費もかからないし給食も無料で、子育てもしやすいというまちにしたいという大きな希望を持っています。このような子育て支援のまちをつくるには、他市に先駆けることはもちろん、国の制度を先取りしてでも実施されることが必要だと考えて、以下の3点を強く要望します。

1つ目、18歳までの医療費を無料にしてください。2つ目、小中学校の給食費を無料にしてください。3つ目、学童保育の対象学年を小学校6年生まで拡大してくださいということで、私たち3人が代表できょうはお願いにまいりました。よろしく申し上げます。

○中西宏彰委員長 よろしいですか。

○織田淳子参考人 はい。

○中西宏彰委員長 それでは、ありがとうございました。

以上で、参考人からの説明が終わりました。これより、参考人に対する質疑に入ります。なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てから御発言ください。また委員に対しては、質疑をすることができませんので、御了承をお願いいたします。

それでは、委員の皆さん質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 今、要望書の説明のほうをしていただきまして、本当に状況というのがちょっとわかったなというふうに思っております。この中で、若い世代の負担を少しでも軽くしてほしいというふうな文言もありまして、その説明もあったんですが、やはり新城市はやっぱり消滅可能性都市で、若い人がどんどん外に出て行ってしまうという状況があります。そういう中で、やっぱり今の織田さんが考えるほかの若い人たちもつながってるとは思いますが、そういった今を取り巻く新城の若い方の世代の状況というのはどういふふうな状況になっているのか教えていただきたいのと、やはりその中から出てきたこういった要求なのかどうかというのをちょっと教えていただきたいなと思っております。

○中西宏彰委員長 それでは、織田さんどうぞ。

○織田淳子参考人 私の周りにも、もちろん子育て世代のお母さんがたくさんいるんですけど、本当に今いろんな意味で、本当にいろんな意味でみんな負担を少しでも軽くしてほしい状況におかれていると思います。これ具体的に言うとたくさんあるんですけど、やっぱり消費税も上がりましたし、本当にそれだけでも、私もすごく感じるんですけど、上がってそのすぐはちょっとわからなかったんですけど、本当に最近ちょっとちょっとの負担が苦しいなと思うというのを、やっぱりたくさんのお母さんたちから、本当に毎日のように会えばその話という感じで、耳にする

ことがとてもふえてきました。なので、本当に少しでも市の皆さんにも考えてもらって、子育て世代の負担を本当に軽くしてほしいなというふうに思います。

あと、この3つが挙がってきた状況というのも、新婦人ではちょっとアンケートをいろんな方にとらせていただきました。たくさんの方がありました。本当に、本当は1、2、3ももっともこの下に続くぐらいのたくさんの方のみんなの思いがありました。その中で、やっぱり必要かなというのをみんなで相談して、まとめてここに取りあえずは3つ挙げさせていただいたというような状況です。

○中西宏彰委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

小野田委員。

○小野田直美委員 きょうはお越しいただきましてありがとうございます。

私も一人の母親として、医療費が高校卒業するまであったらいいな、給食費無料だったらいいな、切実に思います。そこで質問なんですけど、18歳までの医療費無料にした場合、これわかったら結構です。現状より大体幾らぐらいかかるかというのはおわかりかなと。

○中西宏彰委員長 浅尾栄子さん。

○浅尾栄子参考人 どうもいろいろありがとうございます。今、議員さんのほうから医療費の無料化、18歳まで無料だといいな、給食費も無料化いいなという発言いただいて、私も本当に4人の子供を育てた中で、今、孫も育ててるんですけど、本当にそう思ってます。今、織田さんが言われたように、アンケートでたくさんあったということの3つ挙げさせてもらったんですけど、この間実は議会の傍聴に行きまして、幾らかかるかということですよ、2,300万というふうに理事者の方から聞いてるんですけど、でも詳しいことは私らプロでないのわかりませんので、やっぱり行政の方たちに金額はお願いするというところでおります。財政のほうは、たくさん調整

基金などたくさんため込みもあるというのを聞いてますので、ぜひ実現していただきたいなという思いでいっぱいです。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

小野田委員。

○小野田直美委員 3番の、学童保育の対象学年を小学校6年生まで拡大してください、本当にこれだったらいいなと私も思うところなんです。実は来年度から始まります子育て新制度ですね、あちらでは6年生まで受け入れるようにという要望は出てるんです。しかし実際問題キャパの問題とか、あと指導員の問題でなかなか立ち行かないというのが現状です。なのでここをどうにかしなくてはならないなというふうに思ってるんですね。でも、拡大するという向きには向かってるということだけ。すいません、質問ではないんですけど。

○中西宏彰委員長 いいですか。

鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 1点ちょっとお聞きします。うちにも嫁さんが熊本のほうから来てくれたんですけども、新城でお嫁さん、新城市内で嫁いだというよりも、今いろんな方にお聞きになったということで、遠くからお嫁に来た人が、ちょっと新城はちょっと子育てに寂しいなという声が大分届いているのか、従来新城で育った人がそういう声が上がっているのか、もしそういう声が、遠くから来てくれて新城ってところはいいとこだけど、ちょっと子育てに大変だなというものが、今の中でわかる範囲の中で教えていただければと思うんです。

○中西宏彰委員長 織田淳子さん。

○織田淳子参考人 本当に、全部でちょっと何枚というのが、いろんな分担で集計してるので、ちょっとこれくらいなんですけど、厚さにすると集まっています。その中で、まさに

今の御質問にお答えできるなというものをちょっと私目にしたので、やっぱり遠くから来たお母さんが、子育てしやすいまちにしてくださいという要望がやはり挙がっています。やっぱり新城というまちが、皆助け合っているなというまちだと特に思うんですね。横のつながりというか御近所さんとか。そういうときに、そういうまちだからこそ、やっぱり外からせっかく新城に来てくれたお母さんたちに、たくさんたくさん友達ができていくといいなというふうに、私個人的には思うんですけど、そういう意見はありました。よろしいでしょうか。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 よろしいですね。

質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑は終了しました。

本日は、まことにありがとうございました。

この際しばらく休憩します。

[参考人、補助者退室]

休憩 午後1時45分

再開 午後1時52分

○中西宏彰委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を開き、陳情の審査を行います。

陳情者、新婦人の会、新城支部支部長、溝口泰子氏から提出されました、市の将来の担い手を育てる施策を強く求める要望書を議題とします。

本陳情について、自由討議に入ります。

御意見等のある委員の方は、発言願います。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 特に発言がなければ、これより討論を行います。

討論はありませんか。

鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 市の将来の担い手を育てる施策を強く求める要望、陳情について、趣旨採択の立場で討論をいたします。

人口減少の歯どめをかけるため、若い子育て世代への対応策として、18歳までの医療費の無料化と学童保育の対象学年を小学校6年生まで拡大してほしいとの趣旨は理解するところですが、学校教育については、現状において相当安価に提供されていること、生活困窮世帯に対しては助成制度を設けていること、また新城市における学校給食費は年間1億9,000万円余りであり、無償化への安定財源の確保が明確でないことから、採択は難しいと考える。この3点の要望であるが、個々の要望事項はともかく、本要望の趣旨である若い世代への支援の必要性は理解できることから、制度の見直しや住環境への対応も今後も含めていくことへの期待を込め、趣旨採択とします。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは私は、この市の将来の担い手を育てる施策を強く求める要望書について、採択をお願いしたいという立場で討論させていただきたいと思います。

今回の要望書の中の内容や、質疑の中でも心に残ったのは、やはり若い世代の方々が市の将来を育てる施策を強く求めておりますし、文章の中でも、若い世代の負担を少しでも軽くすることを市として応援することを必要と考えます。新城市に来ると医療費もかからないし、給食費も無料で子育てしやすいというまちにしたいです。このような子育て応援のまちをつくるには、他市に先がけることは無論、国の制度先取りしてでも実施することが必要だと考えますとして、18歳までの医療費の無料化と、小中学校の医療費の無料化、学童保育の小学校6年生までの充実を訴えたこの内容は、私はやっぱり素直に子育てをされ

てる方々の生活実感の思いだと思います。やはり新城市を豊かに守り、住み続けていきたいという強い思いを持った要望書だと考えます。私もこの意見には同感でありまして、今こそやっぱり人口減少の新城市には特別必要な施策だと思っております。そしてまた財源については、やはり「もつくる新城」道の駅では、うっかりミスで2億3,000万の補正予算もっておりますので、これは18歳までの医療費の無料化の約10年分の予算になっております。やはりそうした無駄な施策の財源があると思いますので、そういった中から、とにかく人口減少をとめて、若い世代がこのまちでずっと住み続けたいという思いが入っているこの要望書をぜひ採択していただきたいと思う立場で、賛成の討論としたいと思えます。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

趣旨採択と採択の両論がありますので、起立により採決します。

初めに、本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決定しました。

この際しばらく休憩いたします。

休憩 午後1時57分

再開 午後1時58分

○中西宏彰委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を開き、議案の審査を行います。

初めに、第184号議案から第188号議案まで、

第205号議案から第208号議案までの議案の審査を行います。審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

初めに、第184号議案 新城市国民健康保険条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 この条例は、来年の1月1日とした理由についてお聞きします。

○中西宏彰委員長 城所市民保険課長。

○城所克巳市民保険課長 今回の改正については、来年1月1日から産科医療補償制度の掛金が、現行3万円のものから1万6,000円に引き下げられます。それに合わせまして、健康保険法等の改正がありましたので、その改正の施行日1月1日ということで、被用者保険の被保険者の方との整合性もありますので、健康保険法の施行令等の改正と合わせた施行日になっております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第184号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第184号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第185号議案 新城市指定介護予防支援等の事業に関する基準等を定める条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 まず初めに、この法案は、国の通常国会でいきました総合法案からきた法案でしょうか。確認をさせていただきたいと思います。

岩田長寿課長。

○岩田直幸長寿課長 いわゆる地域一括法という長い法案がございますけど、そのことと思うんですけども、その第3次の一括法に基づきまして条例を定めることという、条例に委任するということで、条例を定めなければならないと、期限が今年度中ということでございますので、それに基づいて現在はその省令で定められている基準からいうと、介護予防支援とそれから指定介護予防支援につきまして条例を定めるということでございますけども、本市では特に今の省令と変更する部分が、記録の保存についてのところだけ国の省令のほうが2年となっているところを5年とするということを変更するというところで、それ以外については今の制度の基準どおりということでございます。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 例えば、要支援の1、2の方の事業を国が責任もって今の現行はやるというふうな責任は、要支援の1、2の方は責任は国がやるというふうなものだったのが、今回の条例で権限移譲で、市が責任を持ってやるよというような条例の意味合いがあるかどうかをちょっとお聞きしたいんですが。

○中西宏彰委員長 岩田長寿課長。

○岩田直幸長寿課長 その基準についてですね、今までは省令で定めておったところを、条例で定めなさいということになったもんですから、その事業内容については何も、それに今までどおりとあれば、同様に同じ事業所がやるということになります。ですので、基準がその市に移ったということでございます。

す。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 基準が、今までは国の基準が条例で定めることによって市の条例で定めるといふような理解でよろしかったですかね。

○中西宏彰委員長 岩田長寿課長。

○岩田直幸長寿課長 そのとおりでございます。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 国のガイドラインの案では、今後その介護認定をする窓口が市の担当者の判断で、要介護認定の省略が可能というふうに書いてあるんですけど、それは窓口で受けた市の担当者がチェックリストにいくのか、あとはそのNGOとかの多用なサービスのほうにいくのかというようなことで、あとはもう一つは介護認定をするというふうな、どちらかの振り分けをできるというふうな国のガイドライン案があるんですけど、そういったことも今後可能かどうか、どう理解していいか、わかればちょっと教えていただきたいんですが。

○中西宏彰委員長 岩田長寿課長。

○岩田直幸長寿課長 今、委員さんがお話になったことは、新しい地域支援事業につきまして、そのサービスについては今までと違った基準チェックリスト認定のやり方ですね、その辺が変わってくるということでございますけども、今回のここで定めている基準というのは、それに該当するものではなくて、単に今ある要支援のサービスということですね、それにつかうに当たりましたの基準ということでございます。ですので、新しい総合事業が変わるときは、新しい窓口の方法も変わってくると、受付のほうも変わってくるということでございますけども、現時点ではまだうちのほうでは新しい総合事業のほうに変わるといふのは、もう少し先送りになるということでございます。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。先々はそういうふうな状況に変わってくる可能性もあるかなというお答えだと思うんですが、やはり方向性としてはそういった状況になって、今の段階の権限移譲もやっぱり含めた今回の改正があるというふうな理解でもよろしいでしょうか。

○中西宏彰委員長 岩田長寿課長。

○岩田直幸長寿課長 新しいその地域支援事業の開始時期につきましては、これは29年度には実施しなければならない、あとが決まっておりますので、それはもう29年度にはやらなければならないというところでございます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 あと、今回の条例で、現場の事務の仕事量がふえるのかということと、あとは2020年問題の団塊の世代が後期高齢者になって、今後、今の職員でそういった責任を持って対応できるのかどうかお伺いいたします。

○中西宏彰委員長 岩田長寿課長。

○岩田直幸長寿課長 新しいその地域支援事業の、先ほど窓口の事業もありますけども、そのときでは多分今よりも事務の手間がふえると、今までは認定申請も受け付けるだけでしたが、そここのところで、今後のサービスということとその場で話し合った上で認定申請を挙げてもらうということですので、事務の負担は多くなると思っております。現状の人数でということでもありますけども、今回も広域連合というお話で上程をされておりますけども、その辺で具体的なその方法というんですかね、そういうのは話がされますので、そここのところでどういうふうな効率化していったらいいとか、どういうふうなやり方が一番いいのかとかですね、統一的な話がされるというふうにして、実際に本当にふえるのか減るのかということ

までは、ちょっと今の段階ではお話しできないというのが現状でございます。

今回のこの条例の改正につきましては、何も変更はないということでございます。今もお話したのは、新しい地域支援事業が始まった場合のときの事務の手間ということでございます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 今回、第185号議案の新城市特定介護支援等の事業に関する基準等を定める条例の制定に反対する立場で討論いたします。

本条例では、介護を利用している人が豊かになるかどうかから討論をしたいと思います。私は、そもそも先の国会で通過した介護保険の改正の法案が出されましたが、その中身については国の要支援1、2の事業の責任を放棄して、介護保険の制度から排除していく恐れがある内容になっております。そうした国の制度の改革の流れの中で、本条例は進んでいると考えております。今後の平成29年に、地域支援事業で介護の内容を変更していることも踏まえまして今回の本条例では、介護認定の責任を窓口は市にしていくという方向の内容になっております。こうした権限移譲が市になされることによって、介護のサービスの問題が出てくる恐れがあると考えられますので、反対をいたしたいと思っております。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 私は、この第185号議案に

ついては賛成の立場で討論いたします。

これは、地方の未熟といいたいまいしょうか、当国が定めた一括法の中の処置ということだと考えています。この条例によって、今回は特に変わったことはないということはありませんけれども、先ほどの説明で言ったように、窓口の対応がこの介護に申請する方々等に特段と言いましょか早い対応、さらにはきめの細かい意見を聞くということについては、市町村が責任を持つということで、特により今以上に対応が細やかになるろうかと考えておりますので、この原案については賛成いたしたいと思っております。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第185号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。

よって、第185号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第186号議案 新城市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 今の現在の包括支援センターの現状についてお聞きしたいと思います。

○中西宏彰委員長 岩田長寿課長。

○岩田直幸長寿課長 委員長、反問権の許可をお願いします。現状というのは、人数という意味ですか。

○中西宏彰委員長 許可します。

○岩田直幸長寿課長 じゃあ反問権を。今、御質問のありました現状というのは、その人数というのか、やっている内容というのか、どうということをお話したらよろしいんでしょう。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 すいません、大きく言ってしましまして。例えば職員の人数だとか、あとは3,000人以下何人とか、6,000人以下何人というような、指標というか、わかったらいただきたいと思います。

○中西宏彰委員長 岩田長寿課長。

○岩田直幸長寿課長 現在、地域包括支援センターは8人おまして、内訳は主任ケアマネが2人、保健師が2人、看護師1人、社会福祉士が2人ですね、それからケアマネジャーが1人と、以上でございまして、国の基準では6,000人に対して1単位ということで、保健師それから社会福祉士をそれぞれ一つの包括支援センターにということで定めておりますけども、本市の場合は新城全域でございまして、1カ所で2つという意味で8人という枠で定めております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 第186号議案の、新城市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

私は、この本議案については、第185号議案とのセットの内容でありまして、またそれを具体化する内容ですので、反対討論の内容も基本的には第185号議案の内容となります。

今後の平成29年の地域支援事業での変更後、制度の変更をしていくという流れの中で、新城市の責任が求められるという条例につながっていくと思います。そもそも介護保険の改悪を国が行い、これまで国の責任で行っていた介護事業の一部を市へ権限移譲していくという流れになっております。そうした中で、市の裁量で主観的な認定になる、また事業になっていくという恐れがあります。その中で、不公平感や苦情などが出ると考えられ、介護サービスの低下につながりかねない内容であると思います、反対のほうをいたしたいと思えます。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 私は、第186号議案に賛成の立場で討論いたします。

先ほどの185号と同様でありますけども、市の責任は大きくなる、事務も将来的にはふえる可能性あるわけですけども、やはり介護を必要とする方々の立場からすると、より地域に密着した判断等が可能になろうかと思えますので、この議案については賛成いたしたいと思っております。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第186号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。

よって、第186号議案は原案のとおり可決

すべきものと決定しました。

次に、第187号議案 新城市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の廃止を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第187号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第187号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第188号議案 新城市病院事業の設置等に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第188号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第188号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第205号議案 新城市しんしろ福祉会館の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小野田委員。

○小野田直美委員 3つまとめて言っているんですか、1つずつ。この議案に対して3つ質問があるんですけどいいですか。

○中西宏彰委員長 はい、どうぞ。

○小野田直美委員 3つ質問があります。1つ目は、選定理由を1つ目。

2つ目としましては、市として今後何を期待していくのか。

3つ目はですね、市としての今後のかかわり方、この3つをお願いします。

○中西宏彰委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 選定理由であります、今回選定しました新城市社会福祉協議会は、しんしろ福祉会館の設置当初から適切な管理を行っており、今後も同様な適切な管理ができることを期待しておりますので、それを選定理由とさせていただきます。

今後何を期待するかという点であります、社会福祉協議会がそのしんしろ福祉会館を使って、地域福祉の拠点として、今いろんな相談窓口やいろいろな地域福祉の推進にかけての施設の拠点として活用していくことを期待しております。

市としてのかかわり方につきましては、今後それらの地域福祉の拠点として事業を展開していくに当たって、いろいろな委託事業等を助成と言いますか、委託をして事業のほうを推進していく予定であります。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第205号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第205号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第206号議案 新城市もくせいの家ほうらいの指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小野田委員。

○小野田直美委員 また同じこと聞きますが、1つ目の選定理由と、2つ目の今後市は何を期待していくのかというのと、3つ目は今後の市のかかわり方、この3つをお願いします。

○中西宏彰委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 この前のしんしろ福祉会館と同様であります。選定理由としましては、もくせいの家のできた当初から、もくせいの家の設置目的に合った形での施設運用をしております。これまでも適正な管理をいただいている団体であるということと、今、事業を展開しておりますので、引き続き同様の事業を展開していただくという、これは期待も込めての選定理由となっております。

市としてのかかわり合い方としましては、もくせいの家ほうらいにおきましては、ただいま障害福祉サービスのほうを提供しております。また相談支援事業等の業務等を委託しており、新城市内の福祉サービス事業所、並びに以北の北設等の相談支援の位置づけとしても今後は重要な拠点となっていくというように思っておりますので、今後も同様にかかわっていきいたいと思っております。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありません

か。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第206号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第206号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第207号議案 新城市いきいきライフの館の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小野田委員。

○小野田直美委員 また同じこと聞くんですけど、1つ目選定理由、2つ目何を期待するのか、3つ目今後市としてのかかわり方、この3点をお願いいたします。

○中西宏彰委員長 岩田長寿課長。

○岩田直幸長寿課長 いきいきライフの館でございますけども、もともとの目的が高齢者の雇用の安定、それから福祉の増進に資するためということで建てられたものでございまして、当初からシルバー人材センターがその管理を行っているというところでございまして、今後もそれが期待できるというところで、それ以外に逆にいって、ほかにも法人さんとしては適任なところはないだろうと、もともとそういうことでつくったわけでございまして、シルバー人材センターは広域財団法人にも変更しております。収益性ということですね、そういうことは求めないという団体でございますので、今後も高齢者の雇用

の安定化、それから福祉の増進ということで、期待できる団体であるということでございます。

それから、今後期待することとしましては、高齢者が今後もふえてまいりますので、それに応じた雇用の場の確保、それから会員の増員ということですね、そういうことに期待をしておるところでございます。

それから、市としましては、今までもそうございましたけども、その公益性ということで、団体へ対して補助をしております。その補助についても、合併当時よりも削減をいただいているところがございますので、事業を発展をさせていただいて、補助金のほうも少しでも削減していただきたいというところで、指導してまいりたいというふうに考えております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 ただいまの質疑に関連するわけですが、今後の期待ということで、シルバーさんの団体ということですので、高齢者の方々ということで、若いシルバーさんの確保といいましょうか、これからの団体の持続ということを考えると必要かなと思っておりますけども、現状の人材の状況、それからこれからの確保の見込み、それから職の確保ということで、どんな職を今これから確保しようとしているのかというような、何か新しい見込みがあつてのこの団体の選定であつたのかというところを少し伺いたいと思います。

○中西宏彰委員長 岩田長寿課長。

○岩田直幸長寿課長 会員が合併当初と比べると大分減っているということで、人材センターのほうでパンフレットですか、周知のチラシを全戸配布したりということで努力をさせていただいております、今まではずっと毎年下がってたわけですが、26年度においては今のところ伸びているということござ

います。会員が減少してるといのは、これは本市だけではなくて全国的に言えることでございます、定年雇用が伸びたというところで、若い方が就職の場ということ、結局65まである程度働く場があるもんですから、というところで若い方の会員が伸び悩んでるということでもあります。

本市として期待するところがございますけども、新しい事業としましては、これからの生活の予防事業というところで、NPOとかボランティアとか、そういうところで新しい予防事業を考えていくわけですが、その中にそのシルバー人材センターのほうの会員さんも加わる事業ができないかというところで、これはシルバー人材センターとの賃金というところもございまして、内容については今後も考えていきたいというふうに思っておりますけども、人材センターのほうも各地に高齢者の会員さんがみえますので、何とかそちらのほうの事業に加わっていく方法はないかということで考えてるわけでございます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第207号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第207号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第208号議案 新城市鳳来高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定を議題と

します。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小野田委員。

○小野田直美委員 こちらは鳳来ということで、またちょっと地域柄違うかなと思うんですけど、1つ目、選定理由と、2つ目、市として何を期待するのか、3つ目、市としてのかかわり方、この以上の3つをお願いします。

○中西宏彰委員長 岩田長寿課長。

○岩田直幸長寿課長 鳳来高齢者生きがいセンター、これは旧鳳来町のときの、これも鳳来のシルバー人材センターが管理していた施設ということで、就労の場として建てられたところでございます。それをそのまま引き継いだということでございまして、現在もその施設で木工とか内職とかそういうこと、カルチャーとか実際に障子のふすま張りとか、そういう仕事をされてるわけございまして、少しでもそういう方に対して就業の場ということで、人材センターさんにそのまま引き継いでもらって管理をお願いしてるということで、施設も老朽化しておりますので、その中でやりくりをしてもらおうというところで、合わせて先ほどのいきいきライフと同様に、こっちの高齢者生きがいセンターのほうも、シルバー人材センターに管理のほうをお願いしてるという状況でございます。

今後期待してるのは、さらに会員のほうの増員を図ってもらって、そちらのほうの利用をもっと多くしていただきたいということを期待してるわけでございます。

あと、今後もいきいきライフの館と同じように管理をお願いしているものですから、補助の中で維持をしていっていただく、施設として老朽化しておりますけども、その中でできるだけ運営の努力をしていただいて、維持をしていっていただきたいというふうに考えております。特定の本当のへき地と言ってはあれですけども、離れたような場所ござい

ますので、高齢者にとっては、ほかに近くでは雇用がないというところの地区でございますので、そういうところで今後も継続して、元気で働いていっていただきたいというところを期待してるわけでございます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

小野田委員。

○小野田直美委員 今おっしゃった中で、補助の中で維持をしていってほしいということと、あと会員の増員もされていくということなんですけど、ちょっと矛盾したような発言かなと思うんですけど、いかがでしょう。

○中西宏彰委員長 岩田長寿課長。

○岩田直幸長寿課長 会員の増員ということですけども、なかなか増員難しいわけでございますけども、先ほどもちょっと触れましたけども、介護の予防の事業ですね、そちらのほうについては、逆に各地域のほうでございますので、そちらのほうの事業を進めるシルバーさんにやっていただくということになると、その就労の場がふえるんじゃないかと、それが結局は会員の増員につながるんじゃないかというようなことを考えております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 ちょっと関連して、指定管理の費用の中に、維持管理も費用も含まれるということで、建物のこととかも含め。先ほども大分老朽化も考えられるということだったんですけども、維持管理の中でそういうものも今後5年間それでやっていけるという形なんですかね。新しくまた何か災害とかで発生した建物がひっくり返ったとか、そういうことはあり得んと思うんですけども、老朽化、建物自体の耐震的なものとか、そういうものは、今、現状どうなってるんですかね。

○中西宏彰委員長 岩田長寿課長。

○岩田直幸長寿課長 建物によってですけど

も、高齢者生きがいセンターは4カ所あるわけでごさいます、建物が昭和56年度以降の建築になりますので、耐震化については支障はないというふうに考えております。問題はないという。

それから維持管理でございますけども、備品それから溝の修繕ですね、そういう小物については維持管理の中でやってもらうということですけども、大がかりなものについては、建物に関することですね、そういう修理については、市のほうで考えていくというところでございます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第208号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第208号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

この際しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時45分

再開 午後2時47分

○中西宏彰委員長 休憩前に引き続き、委員会を開き、陳情の審査を行います。

陳情者代表、愛知自治体キャラバン実行委員会、代表者、森谷光夫氏から提出されました、介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書を議題とします。

本陳情について、自由討議に入ります。

意見等のある委員は発言願います。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 意見といいたいでしょうか、かなり盛りだくさんの内容ということで、もう10年近く毎年出してきていただいているわけですけれども、中身ちょっとずつは変わってるとお思いますので、改めて今回審査ということですけども、一言で言えばなかなか全ての対応が難しいかなというような気がしました。ただ、部分部分というか、内容的には市の行っている施策等々と合うところもありますし、方向も合っているところもあるということでありまして、私としてはちょっと全体的には難しいかなという気がしております。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに、発言か御意見のある方みえませんか。

鈴木真澄委員。

○鈴木真澄委員 生活保護の基準が、今引き下げられている現状があるわけです。またそれをまた戻してくれという、これは今そういった形の中で戻すというのはなかなか難しい部分があるのかなという部分を感じます。

それから、一つの滞納整理機構も、新城市では委託をして豊橋でやっていただいております。生活が困窮な人にはそういう急激な対応はしないというような形にもなっているという部分があるわけです。悪質でとんでもない部分があったりして、そういう機構にお願いしなければならんという部分があったりして、今、現状としてはこの東三河では豊橋でやってみえたりするのかという部分が、無理な対応はされてないのも情報としては入ってきております。いろんな形で、県に国へという思いがあると思うんですけども、今の認識の中では、いろんな制度も変わったりしながらやってくる点もありますので、理解は一面するところではありますけれども、意見と

して言わせていただきました。

○中西宏彰委員長 ほかに、どなたかありますか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 私もこの陳情読みまして、かなり多岐にわたる角度から、意見書というか陳情内容になっているなというふうに思っております。確かに、個々に本市にかかる部分とかかからない部分等々もあるとは思いますが、包括的に市民の生活の向上に向けての有効な手立ての案だと思って、私は理解しております。

また、子育て支援などの3番のところなんかは、憲法によって給食費の未納の問題のことも提起されておりますので、今後の若い子供たちのためにも、有効な手立てを考えているものだと感じておりますので、意見としてさせていただきます。

○中西宏彰委員長 ほかにありますか。

ほかに発言がなければ、これより討論を行います。

討論はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 それでは、この介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書について、採択の立場で討論いたします。

本陳情書は、平成28年以来同趣旨の内容で毎年提出されております。平成23年には12月の定例会で採択、その他全部で3回ほどの定例会において審査を行いまして、不採択になっているという状況・経緯があります。しかしその間には、社会保障制度、社会保障環境の変化もあります。そして、世代間負担及び受益負担のバランスがとれた持続可能な社会保障制度を目指す国の社会保障と税の一体改革によりまして、制度整理も進みつつある段階であります。改めてこの陳情の内容について審査をしたところですが、社会保障施策の重要性については、本陳情に同感するところで

ありますけれども、しかし人口財源が限られました財政厳しい本市においては、例えば一例として、国保会計においては一般会計から繰り入れを過去に行い、税制改定をお願いしながら現状では収支均衡を保っていますけれども、今後の国保会計維持については非常に厳しい状況であるのは変わらないということです。平成23年においては、自治体単独では国保会計は維持できないという趣旨で、国庫負担の増額そして制度の見直し等を国に求める意見書を提出したところですが、したがって、本陳情が求める国保の都道府県単位化反対については、その意見書等と相反するところがあります。また、一般会計からの繰り入れ増によりまして、国保の保険税の引き下げについては、多様な立場の市民全体の福祉に資する財源の公平性の観点から、一面的にはよしとはできないと考えます。

また高齢者福祉面においても、その充実に努めてはいるところですが、本陳情が求める一般会計からの繰り入れ増による介護保険料の引き下げには、国保税と同様、世代間の均衡等も鑑みて、慎重な判断が必要と言わざるを得ません。障害者、子供医療費支援、子ども・子育て支援についても、本市も努力しているところですが、費用の無料化そして無償化について、この陳情書の中にはところどころに要望内容としてありますけれども、本市の財政状況を鑑みて、市民全体の公平性の観点から、これも一概によしとは判断できないものであると考えています。先ほど意見がありました生活保護についても、就労支援等々のバランスでもって、収入の低い方々の生活をこれから支えていくという、バランスのある考えが必要かと思っております。

陳情の内容は多岐にわたりまして、その趣旨には賛同するところですが、本市の実情、そして立場と相反する内容が多いと考えています。また、国県への意見書等の提出についても、同様に本市の立場と相反する内容

が多いと考えております。以上により、本陳情は不採択とすべきと考えます。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論ありませんか。
浅尾委員。

○浅尾洋平委員 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書について、採択の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

この陳情については、私たちの福祉、社会保障にかかわっております。そしてまた、生活の向上に向けた多岐にわたる包括的な内容になっていると思っております。要求一つ一つについては、さまざまな議論の余地があるとは思いますが、しかし、少なくとも私が読んだ範囲によりますと、国保税の問題、介護の問題、子供の給食の問題など、貧困の解消や解決を取り上げている問題でもあると思っております。また現場の声を県や国に要望をしてほしいという立場も、それぞれが私の共有する内容が書かれておりますので、採択をしていただきたいと思います、その立場で討論をいたします。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

採択と不採択の両論がありますので、起立により採決します。

本陳情を採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西宏彰委員長 起立少数と認めます。

よって、本陳情は不採択すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

この際、委員長からお諮りします。

委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思っております。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、厚生文教委員会を閉会します。

閉 会 午後 3 時 00 分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 中西宏彰